

参考資料一 2

那覇空港構想・施設計画検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 那覇空港の構想段階及び施設計画段階について、国と地域が連携し、透明性を確保しつつ幅広い合意形成を図りながら検討を進めるにあたり、関係者の連絡調整を図ることにより、本検討の円滑かつ効率的な推進に資するため、那覇空港構想・施設計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、構想段階及び施設計画段階について、以下の検討を行う。

- (1)那覇空港の将来対応方策に関すること。
- (2)那覇空港の具体的な施設計画に関すること。
- (3)上記検討に係る情報提供、意見収集の実施等に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる職にある者で構成する。

- (1)内閣府沖縄総合事務局長
- (2)国土交通省大阪航空局長
- (3)沖縄県副知事

2 協議会に幹事会を置き、次に掲げる職にある者で構成する。

- (1)内閣府沖縄総合事務局開発建設部長
- (2)国土交通省大阪航空局空港部長
- (3)沖縄県企画部長

(協議会の運営)

第4条 協議会は、必要に応じて開催する。

2 協議会には、必要に応じて内閣府沖縄振興局、国土交通省航空局及び防衛省の職員が出席することができる。

(公開)

第5条 協議会は、公開を原則とする。

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部那覇空港プロジェクト室とする。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日から施行する。